

プサン  
1910～20年代釜山府協議会の構成と地方政治（2）  
——協議員の任命と選挙の実態分析を中心に——

ホン スングォン 著  
洪 淳権  
勝村 誠・宋 嶼營 訳

- I. はじめに
- II. 1910年代釜山府協議会の構成と性格
- III. 1920年代の釜山府協議会協議員選挙と当選者の分析  
(以上、前号に掲載)

- (以下、本号に掲載)
- IV. 1920年代釜山府協議会協議員の支持基盤と政治活動
    - 1. 釜山府協議会協議員の支持基盤と選挙運動
    - 2. 1920年代釜山地域の政治運動－電気府営化問題をめぐる派閥の形成
  - V. おわりに

**IV. 1920年代釜山府協議会協議員の支持基盤と政治活動**

**1. 釜山府協議会協議員の支持基盤と選挙運動**

表5は1920年代に4回にわたって実施された釜山府協議会協議員選挙の結果を整理したものである。表5をもとに各選挙年度の総人口に占める有権者の割合を計算してみると、1920年は約1.5%、1923年は約2.2%、1926年は約1.9%、1929年は約2.1%であった。1920年代の全時期を通して釜山府の有権者数は総人口の約2%内外の水準に過ぎなかった。勿論、民族別に集計すると朝鮮人側の有権者構成比はこの水準にはるかに及ばな

いことは言うまでもない。これは釜山府協議会協議員の選挙権が釜山府住民の一部上流層に独占され、事実上大多数の住民は選挙から疎外されていたことを意味する。日本人の場合には、多少有権者の率が高く、全日本人人口の約3～5%が選挙権を持っていた<sup>45)</sup>。

一方、投票率は1920年が83.7%、1926年が約92%で、平均90%内外の水準であり、比較的高い投票率を示した。選挙制度に対する不満は、在釜山日本人たちの間でも選挙のたびに提起され<sup>46)</sup>、結局は1920年代の「選挙法改正要求」をはじめとする「完全な」自治制実施要求運動の背景になった<sup>47)</sup>。

表5 1920年代釜山府協議会協議員選挙結果現況

(単位:人)

年度 区分	1920年			1923年			1926年			1929年		
	朝鮮人	日本人	全体	朝鮮人	日本人	全体	朝鮮人	日本人	全体	朝鮮人	日本人	全体
人口	43,424	30,499	73,932	43,886	35,360	78,246	64,928	40,803	105,731	76,370	42,642	119,012
有権者数	90	1,027	1,117	217	1,491	1,708	214	1,788	2,002	-	-	2,498
投票者数	75	860	935	-	-	-	-	-	1,841	-	-	2,247
候補者数	5	16	31	-	-	-	4	30	34	6	33	39
当選者数	4	16	20	3	17	20	3	27	30	2	28	30

\* 人口のうち1920年は選挙当時、それ以外は各年末の人口である。

表 6 1920 年代釜山府協議会協議員選挙当選者の職業別構成

職業別	1920年		1923年		1926年		1929年		全体	
	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人
農業		1				2		3		4
水産業		1		1		1		2		3
工業(製造業)	1			1	1	2	1	2	3	3
商業	3	8	1	7	2	9	1	9	7	16
金融業		1		1		2		2		4
運送業		1		2		2		2		2
会社員		2	1	2		2			1	4
官公吏(前職)				2		2		2		3
専門職		1	1			1		4	1	5
その他						2		1		3
未詳		1		1		2		1		6
合計	4	16	3	17	3	27	2	28	12	53

\* その他には、旅館経営者、遊郭経営者などが含まれている。

1920年代においては選挙権の制限がそのまま府協議会協議員の階層的・階級的性格を規定した。この問題を扱うために各時期の釜山府協議会協議員当選者たちの職業別構成を整理してみたのが表6である。

表6の通り1920年代釜山府協議会協議員の職業別分布を見ると、全体的に見ると商工業者が絶対的多数を占めていることがわかる。もちろん選挙が繰り返されるうちに全体的には商工業者の構成比が次第に下がる傾向が見られ、その傾向は日本人側の方により顕著である。しかし、この場合でも金融業者と運送業者を合わせれば、つねに全協議員の過半数を上回っている。

商工業従事者たちをさらに細かく業種別に区分してみると、朝鮮人側は主に客主と米穀商が多く、一方、日本人側は米穀商をはじめ、肥料販売、衣料商、海産物商、牛取引商、材木商、雑貨商など、その業種がきわめて多様であった(以下は、本稿文末の付表1と付表2を参照)。これは開港以後に釜山に渡航してきた日本人資本家たちの「地元化」(土着化)傾向を反映したものであると見ることができる。

工業の場合、朝鮮人側の業種は主に酒造業と精米業に限定されたが、逆に日本人側では、酒造業はもちろん、造船業、鉄工業、電気産業など、より広い産業的基盤を形成している。一方、金融業と運送業の分野はもっぱら日本人側だけが協議会に進出しており、当時の釜山地域

の金融と流通が全面的に日本人たちに掌握されていたという事実を反映している。

全体的に、商工業者たちの活発な府協議会への進出は、釜山の持つ商工業中心都市としての性格を反映しているものと言える。ただし、1920年代中盤以降は会社員や官公吏、そして弁護士、医師などの専門職従事者など、より多様な階層の登場を見ることができる。これは都市の発達にともない中間階層の経済力が増大し、その層が有権者として進出したことや、協議員定数の増加などが複合的に作用した結果と見なければならない。また1920年代後半になると、日本人の農業者や國司道太郎、河野禮藏のような遊郭経営者たちの釜山府協議会進出が増えていることも特記すべき現象である。特に後者は、釜山が植民地支配の下で日本「内地」の都市を模倣して都市形成されたために帯びた植民地都市としての特性を反映したものと言える<sup>48)</sup>。

職業別の特性以外に1920年代釜山府協議会協議員の社会的影響力がわかる重要な指標は、彼等の社会組織への関与と活動である。当時の釜山府協議会協議員の多くは、地域社会に最も影響力がある社会組織であった釜山商業会議所の評議員や主要役員として活動していたことが確認できる。1920年代に当選した日本人協議員53人のうち25人が釜山商業会議所の評議員または役員を歴任した経歴を持っていたのである(付表2を参照)。そ

れほど釜山商業会議所の影響力が絶対的に大きかったと言える。

また、釜山府協議会協議員のうち日本人協議員の多数は、付表2に整理した通り府協議会と同様「自治」の名目で設置された唯一の議決機関である学校組合の議員を歴任していた。調査によれば53人の日本人協議員のうち13人がこれに該当する。また、府協議員たちの多くは、甲寅会や釜山繁栄会など、地域社会の有志層で構成された影響力のある社会団体の会員や役員としても活動した。もっとも代表的な例として大池忠助は植民地期の全時期を通じて釜山府協議会協議員は勿論、釜山商業会議所会頭、釜山繁栄会会長、官選慶尚南道議員、帝国議会衆議院議員などをつとめた。1920年代第1期釜山府協議会協議員であった迫間房太郎もまた大池会長の下で釜山繁栄会の評議員をつとめたことがある<sup>49)</sup>。

このように府協議会は諮問機関に過ぎなかったけれども、選挙を経ることにより、当選した協議員の政治的権威が、1910年代とは比較できないほど高まった。すなわち、彼等は事実上地域有志層として形成された地方政治の求心体だったのである。実際に協議員たちが府協議会に進出する過程は、このような地方政治の断面をそのまま示している。

釜山府の場合、協議員の立候補過程はきわめて多様であった。まず当時の協議員選挙の方式が選挙区別の地域代表制ではなく、釜山府全体をひとつに束ねた単一選挙区制であったにもかかわらず、立候補過程においては区域ごとに選挙権を持つ地域有志層の意思表示がきわめて重要であった。例えば、1926年選挙当時に牧之島（現在の影島）では地域有志層で構成された自治団体が合同して協議員2人（樋口、小坂）を公認候補に決定し、選挙に出馬させた<sup>50)</sup>。また、牧之島以外の地域でも、協議員になろうとする者は各地域有志層の推薦を受けるのが一般的だったようである。選挙運動期間にさいして各立候補者たちが「候補者 竹下隆平君；推薦人 寶水町有志」といった類の新聞広告を載せていることから、このような事実を確認することができる<sup>51)</sup>。このように釜山府協議会協議員は地域有志の代表としての性格も帯びていたのである。これは釜山府内各地区の有志層が釜山府協議会を通して自分たちの階層的利益の実現を図り、政治的意思を結集しながら朝鮮総督府との協力的関係を維持していったことを物語っている。

次に日本人立候補者たちの重要な支持基盤として、日

本「内地」の出身地を挙げることができる。開港以後に日本から渡ってきた在釜山日本人たちは自分の出身県を中心に結束を強めた。植民地期に彼らが作り上げた各種の郷友会は、まさにそのような同郷人中心の地域組織だった。釜山府協議会協議員に立候補した日本人たちはこのような郷友会の支持や推薦を受けた。選挙運動期間中には、多くの立候補者たちが出身地の郷友会有志層の推薦を受けていると告知して有権者たちの支持を引き出そうとした<sup>52)</sup>。付表2にも示されているように1920年代の釜山府協議会協議員のなかでは、山口県、福岡県、岡山県の出身が相対的に多かったのも、有権者の出身地と当選者の出身地との相関関係のある程度表しているものといえる<sup>53)</sup>。

また、立候補者によっては、同種の職種組合や社会団体・宗教団体から支持を受けて出馬する場合も多かった<sup>54)</sup>。特に同業組合は自分たちの利害関係を代弁するために、有力な組合員を協議員候補として推薦し支持した。1926年選挙に出馬した石原源三郎の丸市仲買人組合、國司道太郎の緑町貸座敷組合、荒井信之の釜山府旅館組合、松岡甚太の釜山酒造組合、西條利八の釜山金物組合、山本榮吉の材木商組合と薪炭商組合、清水忠次郎の釜山府理髪組合、西村浩次郎の医師団有志などがその例である<sup>55)</sup>。このような点で1920年代の釜山府協議会協議員たちは部分的に職能代表としての性格を帯びていたと見ることができる。

このほかに、植民地期釜山地域において最大の富豪であった迫間房太郎の影響力もまた無視することができない。迫間自身は1920年代第1期の選挙に出馬しただけであったが、彼の側近である田端正平をはじめ榎本阿津美や井谷義三郎のような同郷出身者が釜山府協議会協議員に進出している事実から、そのような推測が可能である<sup>56)</sup>。

1920年代の釜山府協議会協議員の被選挙権者は府税5円以上の納税者として上層の資産階級に属していたけれども、彼らのなかでの経済力の格差もまた甚だしかった。例えば、1929年選挙の日本人当選者28人の総所得額と1人当たり平均所得額をみると、それぞれ26万6800円と9528円57銭であり、総納税額と一人当たり平均納税額はそれぞれ1万50円と375円90銭であった。彼らのうち最高納税者であった平野宗三郎の年間所得は2万4700円で納税額は1176円であったが、一方、最低納税者であった田端正平の年間所得は1200円で納税額は15

円であった<sup>57)</sup>。両者の間には所得額で20倍以上の格差が見られるのである。もちろん、迫間、香椎、大池のいわゆる「釜山三巨頭」の場合には、これらの協議員たちの誰とも比較にならない<sup>58)</sup>。1920年代釜山府協議会協議員内のこのような所得に応じた階層的差違は、多かれ少なかれ1920年代の電気府営化問題についての立場の違いに現れ、これは地方政治勢力内に亀裂を生じ、政治的派閥が形成される契機となった。

## 2. 1920年代釜山地域の政治運動—電気府営化問題をめぐる派閥の形成

1920年代の府協議会は諮問機関に過ぎなかったため、民意を代弁し府の政策を立案するなど府政を主導的に引っ張っていく位置にはなかった。したがって府協議会員たちは府で施行する各種利権事業に介入し、府の営業税などの課税標準を調整する過程に介入することによって、事業家として協議員自身や所属集団の利益を図ることにむしろ熱中した<sup>59)</sup>。

それにもかかわらず1920年代に釜山府協議会に進出した協議員たちは、選挙を経ることによって高まった政治的権威と地位を背景に、地域社会の主要な懸案についての自分たちの発言権を高めていった。その代表的な例がまさに「釜山府自治制実施」に関する要求と電気事業府営化運動であった。1920年代に釜山の地域社会はつねにこの二つの懸案をめぐって、政治的論議が絶えず、大衆的政治運動もまたきわめて活発に展開された。二つの懸案のうち、前者は概して釜山地域の日本人社会が全体的に共感する問題だったため、これによって内部的な葛藤が起こる余地はなかった反面、後者は釜山府協議会が主導的に問題を提起しながら世論を引っ張り、また自ら主体的に問題解決に乗り出した。すなわち、自治制実施要求運動は市民社会が中心になって釜山府協議会がそれを後押しする方式で展開されたが、他方で電気府営化運動は全面的に釜山府協議会が中心の政治運動だったのである<sup>60)</sup>。しかし、釜山府協議会のなかには、電気府営化運動に表面上〔名分上〕は同調しながらも利害関係を異にする勢力が存在していたため、協議員たちの間には政治的対立があり徐々に派閥へと発展していった。

釜山地域の電気府営化運動は1922年6月17日に釜山府が一部の協議員たちの意見を受けて釜山府協議会に「電車府営案」である「諮問案第27号 電車買収に関する件」を上程し処理したのが発端となった<sup>61)</sup>。この運動は

1923年2月26日の釜山府協議会において電車府営運営委員会が設置されたことで本格化した<sup>62)</sup>。その後、この件に関する問題解決は、府尹の度重なる交代により実行が引き延ばされてきたが、1926年9月になって府民運動の形をとる「釜山電気府営問題発起人会」が開かれ、釜山府協議会協議員の芥川完一郎を座長とする17人の委員によって実行委員会が組織され、新たな局面を迎えることになった<sup>63)</sup>。これは特に1926年6月以後、平壤府の電気府営化運動がきわめて急速に展開され平壤府と平壤電気会社の間の譲渡〔売渡〕交渉が本格的に開始されたことに強い刺激を受けたためでもあった<sup>64)</sup>。こうして電気府営化問題は同年11月の第3期府・面協議会総選挙を控えて釜山府協議会協議員選挙の最重要争点となった。すなわち多くの候補者たちが電気府営化問題の急速かつ積極的な解決を選挙公約に掲げたのである<sup>65)</sup>。

1926年11月選挙が終わり、新たに構成された第3期の釜山府協議会は、初めから電気府営化問題を最優先課題として扱った。そして1927年6月に釜山府協議会は、朝鮮瓦斯電気会社の電気事業を釜山府の公営とする「重大諮問案」を満場一致で可決した<sup>66)</sup>。これ以後、釜山府協議会内部の電気府営化運動を主導する勢力は「電気府営化期成同盟会」を結成し、電気府営化事業を実現させるための多様な活動を展開した。すなわち、事業の実現のために朝鮮総督府と日本政府に請願運動を展開し、朝鮮瓦斯電気会社に圧力を加えて、彼らが提示する適正価格で朝鮮瓦斯電気を釜山府に売り渡すことを要求した。一方で彼らは、いわゆる「期成会派」を結成し、釜山府協議会の名で何度も電車電気府営化のための府民大会を開催することにより、交渉を有利に導くための世論戦を展開した<sup>67)</sup>。特にこの運動では、協議会員の川島喜彙が社長をつとめていた朝鮮時報が積極的に先導した。他方、当時の釜山で日本人が経営する二大マスコミの他の一方であった釜山日報はこの問題にきわめて消極的な姿勢を示したため、電気府営化をめぐる両社の対立は、あたかも釜山府協議会と朝鮮瓦斯電気の代理戦争のような様相を呈した。

しかし、先にも述べたように、釜山府と朝鮮瓦斯電気は、数回に及ぶ交渉のすえ朝鮮瓦斯電気を釜山府に売却する府営化案に合意したが、売却条件をめぐる期成会派内部の葛藤と朝鮮総督府の不認可決定により結局は霧散してしまった<sup>68)</sup>。

釜山府協議会協議員であり朝鮮瓦斯電気の社長でも

あった香椎源太郎および大池忠助らのいわゆる「電閥派」勢力は、電気府営化が結局は自分たちの独占的事業の放棄を意味するため、電気府営化に対して初めから否定的な立場であったが、一般府民の世論と多数の協議員たちの圧力に押されて釜山府の電気府営化に同意せざるをえなかった。ただし彼らは自分たちに有利な売却条件を打ち出すことによって、これに対する消極的な抵抗を図った。したがって、釜山府と朝鮮瓦斯電気の間で売却交渉が進む間、電気府営化の積極的な推進勢力であった期成会派と頻りに衝突して政治的葛藤を醸し出した<sup>69)</sup>。

結局1920年代における釜山府の市民社会は、電気府営化に賛成する勢力と、それに反対する勢力に二分され、これは釜山府協議会内の政治的派閥を公然と[公式的に]登場させるきっかけとなった。さらに釜山府協議会の多数派であった期成会派が電気府営化運動を主導した反面、釜山商業会議所の会頭であった香椎源太郎の一派がこれに対立したため、この問題は釜山府協議会と釜山商業会議所の葛藤の様相を呈するまでに広がった<sup>70)</sup>。このように両者の葛藤は電気府営化問題が直接的な原因であったけれども、釜山地域の土着化した一部の日本人大資本家たちによる経済力の独占や、彼らを中心とする都市運営に対する新興日本人中産層の不満も作用したものと見ることができる。釜山府協議会の内部における協議員間の政治的不和は、このような日本人資本家層内の階層的分化ともある程度関連していたのである。

電気府営化が霧散した後、電閥派を中心とする一部の協議員たちは、その間の葛藤を洗い流そうというスローガンを掲げて、香椎源太郎の側近勢力である石原源三郎、田端正平、福島源次郎らを中心に「釜山協和会」を組織した。一方、当初は電気府営化に賛成していたけれども釜山府と朝鮮瓦斯電気の交渉条件に反発して電気府営化に反対する立場に移った勢力は、いわゆる「純正グループ」を結成した。彼らは選挙後には中立派を自認した。結局1929年11月の選挙を終えた第4期の釜山府協議会には、協和会派、中立派、期成会派という3つの政治的派閥が成立した<sup>71)</sup>。

第4期釜山府協議会内の派閥のうち、所謂「協和会派」は前述のように当時釜山商業会議所を掌握していた香椎源太郎らと密接な関係を結んだ親電気財閥の人物たちで構成された。このような縁故により協和会派に属する人物たちのなかには釜山商業会議所の重要幹部をつとめ、それ以後も大きな役割を担うようになった人物が多かつ

た。例えば、武久捨吉、石原源三郎、井谷義三郎、金璋泰らは1920年代の釜山商業会議所の副会頭をつとめた人物であり、西條利八は1941年に香椎、立石良雄に続き釜山商業会議所の会頭に就任している人物である。

1929年選挙で注目すべきもう一つのことは、親日的傾向のある朝鮮人協議員2人がいずれも協和会に荷担した点である。これは電気府営化運動が絶頂を迎えたときに、朝鮮人の協議員が電気府営化を積極的に支持して期成会派に同調したのとは対照的な様相である。このような朝鮮人協議員たちの協和会支持は協和会が釜山地域の日本人社会の主流を形成していった事実とも無関係ではないと見なければならない。

一方で、期成会派はその人的構成が多少複雑である。中心人物である阪田文吉は福岡県出身であり、1905年頃に釜山日本人居留民会の議員に当選した人物である<sup>72)</sup>。その他の人物は新聞販売業、農林家、医師、官僚退職者、衣料商、保険代理業、農業家、酒造業など、その構成は多様である。彼らは概して中小資本家または専門職に従事しており、釜山地域日本人社会のなかで、いわば中間層に属する人物たちであると言える。6人の中立派には弁護士、薬剤師など専門職従事者と一部の中小資本家が含まれていた。

つまり、1920年代の釜山府協議会内の派閥構成は単純ではないけれど、ある程度釜山地域有志層内の社会階層的利害関係が反映されていたと言えるのである。釜山府協議会内部でも、彼らは府政運営から派生する利権問題について対立しており、電気府営化問題も一部はその延長線上にあったものと把握できる<sup>73)</sup>。

しかし第4期釜山府協議会は長くは続かなかった。1930年代に入って地方制度の改正論議が始まり、その結果1930年12月に地方制度が改正され府協議会は府会と改称された。また、機構の性格も諮問機関から議決機関に変わり、1931年4月から施行されることになったのである。1930年代に入り、府協議会が府会に変わりはしたが、経済的利害関係にもとづく従来の派閥間対立は解消されなかった。たとえ電気府営化運動のような大衆運動はなくなっても、府政の運営から派生する経済的利権と地方政治内部の地位上昇をめぐる地方勢力間の葛藤は、1930年代の釜山府会内で多様な形で再燃した。

## V. おわりに

1914年の府制施行とともに釜山府に設置された釜山府協議会は、1920年代に地方制度が改正されるまで任命制で施行された。1910年代の釜山府協議会は朝鮮人4人、日本人8人の全12人の協議員で構成された。朝鮮人協議員は、主に開港場の貿易を通して成長した草梁客主と一部の地主であり、日本人の協議員たちは主に府制施行以前に釜山の日本人居留民団の団長や議員を務めた人物で構成されていた。特に後者は開港後に釜山にやって来て貿易、水産業、不動産などに投資して利益をあげた産業資本家と地主であった。1910年代の釜山府協議会は、一部の朝鮮人有力者を引き入れて植民統治の協力者にしつつ、日本人居留民団の解体にともなう不満を解消するためのものとして、文字通り形式的諮問機関に過ぎず、地方社会にそれなりの政治的影響力を行使しうる機構にはなり得なかった。

1919年の三・一独立運動以後に施行された地方制度の改正は、地方都市、特に日本人が集住していた釜山において、地方政治の新たな変化をもたらした。すなわち、朝鮮総督府は1920年7月に府制を改正し、釜山をはじめ全国の各府で府協議会選挙を実施することにしたのである。府協議員選挙は面協議員とともに3年ごとの11月20日に全国一斉に実施された。1920年代全体を通して、釜山府協議会は20ないし30人の協議員で構成されたが、そのうち各選挙で当選した朝鮮人協議員の数は2ないし4人に過ぎず、事実上日本人中心で構成された「協議会」の飾りものに過ぎない存在であった。

1920年代釜山府協議会協議員の絶対多数は、民族に関係なく、商工業資本家が占めていた。そのうち朝鮮人当選者の主要産業は客主、米穀商、精米業、酒造業であった。日本人当選者は貿易と雑貨商をはじめとして、造船業、土木業、食品業などに従事する商工業者が多数を占めていた。協議員構成のこのような傾向は、1920年代後半に専門職従事者が増えるにつれて多少変化を見せたが、基本的な枠組みは引き続き維持された。特に日本人商工業者のうちの多数は、開港以後に釜山にやって来て土着化した「地元勢力」として釜山府商業会議所と学校組合をはじめ、釜山地域の各種社会団体にも大きな影響力を行使する有力者たちであった。彼らはいわゆる「有志」と呼ばれる存在であった。この有志層の中心人物が植民地期釜山「三巨頭」と呼ばれた香椎源三郎、大池忠

助、追間房太郎であり、特に香椎と大池は1910年代および20年代を通して釜山府協議会協議員として経済的のみならず政治的にも大きな影響力を行使した。

1920年代における釜山府地域社会において最も重要な政治的議題は「電気府営化」問題であった。釜山府協議会内の政治的葛藤は、外見上は電気府営化問題の解決策をめぐる対立の様相として現れた。概ね大衆的世論と一般府民の支持を得た電気府営化推進勢力（期成会派）が釜山府協議会内で主導権を掌握し、形式的には釜山府協議会が電気府営化運動を主導している形をとった。しかし香椎源太郎をはじめとする釜山府協議会内の釜山商業会議所の中心勢力は、これに対立する立場を取った。特に彼らは釜山府と電気会社の間の交渉過程において、過度な売却条件を掲げることにより、結局は「電気府営化」が霧散する原因を与え、このため電気府営化問題が終結した後、彼らどうしの反発的な対立は解消しなかった。

1920年代府協議会の選挙制度は様々な矛盾をかかえていた。なによりも、府税5円以上の納税者に限定された制限選挙規定は、経済力において絶対的な劣勢に立つ朝鮮人の側に不利に作用した。朝鮮人総人口に占める有権者の割合が0.5%にも満たなかった釜山府の場合、全協議員に占める朝鮮人協議員の構成比は1920年の選挙で20%に達しただけで、それ以後は減少し、1929年選挙では10%にも達しなかった。また、日本人の場合も、有権者は日本人全体の人口の3ないし5%の水準にすぎなかったため、選挙制度に対する日本人たちの不満も小さくはなかった。そのうえ、協議会には議決権がなく民意を反映させる力が不足とする世論も強く、その世論を無視することはできなかった。

1930年末の地方制度改正は部分的にこのような事情を勘案して実施された。府協議会という名称を府会に改称し、議決権を付与したうえ、有権者の基準も府税納税制限が多少緩和された。しかし、府会の議長は相変わらず府尹であったため官治行政としての基本的な性格は変わらなかったと見なければならぬ。ただし、府会に議決権が与えられ、副議長を新たに置いて府会議員の中から選出するようにしたため、府会議員の権限と権威は1920年代の府協議会より相対的に高まったと言える。

1920年代の釜山府協議会は、協議員の構成において日本人側が圧倒的多数を占めていただけでなく、実際に協議会運営の主導権も全面的に日本人側が掌握してい

た。一方で、朝鮮人協議員は数的に劣勢であっただけでなく、府政運営や政治的活動においても独自性を発揮することができず、日本人協議員たちの飾りもののような様相を呈した。日本人側の主導性が確実であっただけに、かえって諮問機関としての自律性と府政への釜山府協議会の影響力は、他の都市の協議会より相対的に高かったと見られる。特に1920年代の釜山府協議会は自治制実施要求運動に重要な役割を果たし、電気府営化運動を先導した。たとえ法律上は諮問機関に過ぎなかったとしても、当時の選挙制度で当選した協議員たちは民意の代弁機関を自認しながら、「民衆運動」を通して釜山府と総督府の政策方針に圧力を加えるだけの活発な政治運動を展開したのである。

概して1910年代・20年代に一部の主要都市で施行された協議会制度は、真の意味での地方自治とはかけ離れたものであった。それは、日本が植民地統治を目的に作り出し変形させた地方議会制度として、官治行政に附属した疑似自治機関に過ぎなかった。それにもかかわらず、植民地期の府協議会は植民統治下における地方政治の断面を垣間見る窓のようでもあった。ただし、各地域の府協議会も、その地域社会の都市的特性、すなわち民族別勢力分布や階級構成を反映しているため、それを通して現れる地方政治の具体的な姿は多様であった。したがって、植民地期の地方政治の実情をいっそう総合的に見渡すためには、他都市との比較研究が必要である。それとともに1930年代に入って府協議会が府会に移行しつつ、その性格がいかに変化していったかを明らかにすることも今後の重要な研究課題である。

## 訂正

前号掲載の本稿前半部に以下の通り誤りがあったので、ここに示しておく。

- (1) 103頁本文右3行目、104頁左下から9行目、105頁右1行目と4行目、107頁左下から7行目、111頁左下から2行目、同右7行目の「府允」は「府尹」が正しい。
- (2) 105頁左13行目のルビ「チョラン」は「チョリヤン」が正しい。
- (3) 110頁下から12行目の「官選慶尚南道委員」は「議員」が正しい。

## 謝辞

本翻訳については著者の洪淳権氏、<sup>キムスン</sup>金勝氏（東亜大学校石堂学院研究教授）、<sup>ヤンミンスク</sup>梁美淑氏（東亜大学校史学科講師）にご指導いただくと同時に関連する資料や文献をご提供いただいた。また、先の訂正箇所および本号掲載部分の誤りは、京都大学人文科学研究所教授の水野直樹氏にご指摘いただいた。水野氏には平素より朝鮮近代史研究につきご指導ご助言いただいている。記して感謝の意としたい。

## 注

- 45) 表5から分かるように、例えば1926年の場合、日本人有権者の日本人口に占める割合は4.4%に過ぎなかった。
- 46) 『朝鮮時報』1926年11月13日(1面)、「府の選挙、迫る(一)」。  
この記事で記者は選挙制度の矛盾と関連して釜山府庁の内部でも選挙権を持っている者は2名に過ぎないと皮肉っている。また、『釜山日報』1929年8月9日(2面)の「今秋の府協の改選、制度の欠陥と運動家の問題」と題された記事では特に知識層の議会進出の道が閉ざされている事実を強調しながら、いわゆる無産知識階級は財産税を支払うことがないため選挙権を得づらく、俸給者といえども判任官の上級者および高等官、銀行では課長・主任級でなければ、5ウォン以上の府税は納付しないと指摘している。
- 47) これについては洪淳権(2004)(前号の注18)が詳細に扱っている。しかし在釜山日本人たちの自治制要求は釜山がすでに「内地化した」都市であるから自治制が必要だというもので、朝鮮人にまで自治制を許容しようとする主張ではなかった。『釜山日報』1925年9月6日(1面)、論説「自治制を要望する声、甲寅会の計画に賛成する」。
- 48) 植民地期釜山の遊郭は緑町に位置していた。緑町の遊郭は1914年から警務部令によって料理屋と飲食店の同業組合である緑町組合が組織されて、同組合により運営されていた。『日鮮通交史』(釜山甲寅会、1916年)、325頁参照。
- 49) 『釜山日報』1915年4月10日(1面)。
- 50) 一例として『釜山日報』1926年11月7日を参照。
- 51) 一例として『釜山日報』1926年11月19日の広告を参照。  
植民地期の府協議会(府会)選挙は釜山府を単一選挙区として行われ、立候補者全体に対して有権者1人が1投票権を行使する方式で実施された。しかし出馬者が立候補に登録するに至る過程は各地区別に行われることもあった。1929年11月選挙の例を挙げると、釜山府全域を東部、中部、中央部、西部、北部、牧之島に分け、各地区から3ないし9人の立候補者を出していたことがわかる。この過程で出馬者たちは各地区の有権者たちの推薦を受けたため、地区別立候補者の確定がまるで公式推薦のような性格を見せていた(『朝鮮時報』1929年11月18日(3面)参照)。このような選挙方式は、やはり制限選挙として有権者数が極めて限られていたために

- 可能だったと見ることができる。
- 52) 例えば「長野県人会有志」による春日隆英の推薦、「長崎人同志会」による竹下隆平の推薦のような広告がそれである。『朝鮮時報』1929年11月20日(1面)「広告」参照。
- 53) 1920年末の釜山居住日本人の出身地域を順位別に見ると、山口県出身が最も多く、続いて長崎県、福岡県、広島県、岡山県の順であった。洪淳権「日帝時期釜山地域日本人社会の人口と社会階層構造」『歴史と経済』51号,2004年,p.55.
- 54) 代表的事例として1929年11月選挙に出馬した河野禮藏を挙げることができる。緑町の遊郭経営者と見られる河野は緑町組合、緑町親栄会、長松寺信徒有志の推薦を受けた。『朝鮮時報』1929年11月20日(1面)の「広告」参照。
- 55) 『朝鮮時報』1926年11月20日(2面)、(3面)。他の例として、釜山業業組合の大矢音松の推薦、水産業有権者有志の濱田惟恕、釜山海産商組合の武久捨吉、釜山質屋同業組合の春日隆英などを挙げることができる。
- 56) 和歌山出身の三人物のうち田端正平は前号の注28で説明した通り、迫間の影響力で東萊面長に推挙されたが、東萊面住民の反対にあって実現しなかった。このとき迫間の代理人の役割を果たした人物は、朝鮮人側近として1923年11月の釜山府協議員選挙で当選した文尚宇であった。『釜山日報』1923年5月11日(2面)参照。井谷義三郎もまた迫間と同様に大阪の五百井長平商店出身であることが注目される。釜山名士録刊行会『釜山名士録』(1935年)1頁,16頁。また『釜山日報』1926年11月12日(2面)を見ると、迫間房太郎は自分が出馬しない代わりに「田端正平と伊藤祐義の両氏を推挙した」という内容の報道記事が確認できた。
- 57) 井上(1931)73-74頁。
- 58) 参考として、1932年頃の三巨頭の年間所得推定額は、迫間25万5千円、香椎20万6千円、大池9万8千円である。井上(1931)33頁。
- 59) 井上(1931)86-104頁。著者は1920年代に府制に関連した協議員たちが利権に介入した数多くの事例とともにその弊害についても詳細に説明している。その代表的事例としては、釜山镇埋築工事、牧之島沿岸工事、釜山水産会社前海岸埋立工事、南港埋築工事、緑町海岸工事、新設道路予定地などをめぐる疑惑事件、朝鮮瓦斯電気の府有廃道敷地占有に関する問題、府営釜山镇市場近隣土地買収事件などがある。
- 60) これまで植民地期の電気府営化問題を全面的に扱った論考としては、金ギョンリム「1920年代電気事業府営化運動—平壤電気府営化を中心に」『白山学報』第46号(1996年)と金濟正「1930年代初期の京城地域電気事業の府営化運動」『韓国史論』43集(ソウル大学校国史学科・2000年)の2本の論文が発表されている。釜山府の電気府営化運動についての本格的な研究はまだ見られない。この主題は、植民地期の釜山地域の都市形成と社会の変化を理解するために重要な問題として別の機会に詳細に検討したい。
- 61) 井上(1931)137-138頁。
- 62) 『朝鮮時報』1923年2月27日2面。「電車府営委員会開催」関連記事参照。このとき同委員会に選任された委員は阪田文吉、芥川完一郎、山本純一、武久捨吉、石原源三郎、戸塚巳之助であった。
- 63) 『朝鮮時報』1926年9月14日付(2面)ならびに同24日付(3面)を参照。
- 64) 金ギョンリム(1996),p.410.
- 65) 『朝鮮時報』1926年10月31日(2面)「釜山府協議員選挙の裏面を覗く」、および同紙の同年11月13日から19日に掲載された立候補者紹介に関する記事を参照。
- 66) 『釜山日報』1927年6月4日。
- 67) 府民大会は朝鮮瓦斯電気の売却交渉が本格化した1928年末から1929年にかけて集中的に開かれた。『釜山日報』の1928年12月15日から1929年3月5日までの記事を参照。
- 68) 井上清麿(1931)215~216頁。
- 69) 釜山府協議会と釜山商業会議所の間、もしくは釜山府協議会内部の派閥間の政治的葛藤は、単に電気府営化問題をめぐって起こっただけではなかった。一例として、釜山镇の埋築権獲得をめぐる両者は激しく対立し、香椎の側近であった石原源三郎が府協議員を辞職する一幕もあった。『朝鮮時報』1925年9月3日(2面)ならびに同年10月25日(2面)を参照。
- 70) 1925年9月1日には釜山府協議会員の一部分が「時局問題批判演説会」を開き「釜山府協議会と会議所側がたびたび意見の一致を欠いた結果として、釜山府の発展に幾多の支障を招来していること」を指摘し、釜山商業会議所側を公然と攻撃した。『朝鮮時報』1925年9月3日(2面)。
- 71) 1929年11月選挙以後の第4期釜山府協議会の各派閥現況は以下の通りである。
- (1) 協和会派(14人) 武久捨吉、石原源三郎、田端正平、西條利八、上杉古太郎、濱田惟恕、蔭山正三、小林彦一、山田信吉、井谷義三郎、平野宗三郎、岩橋一郎、金璋泰、金和逸
- (2) 中立派(6人) 藤木永吉、春日隆英、白石馬太郎、河野禮藏、荒木道男、大矢音松
- (3) 期成会派(10人) 阪田文吉、芥川完一郎、竹下隆平、西村浩次郎、山川定、小原為、山本栄吉、山田惣七郎、中島鶴太郎、松岡甚太
- 井上清麿(1931)62-64頁参照。
- 72) 『朝鮮人事興信録』(1922年)664頁、ならびに『釜山名士録』(1935年)178-9頁参照。阪田が釜山に渡ってきた時期は不明であるが、1903年に東京高等師範学校を卒業した後に、1905年に家督を相続して輸出貿易に従事したとの記録を見ると、1905年に釜山に渡ってきたものと推測できる。
- 73) 井上(1931)2-3頁。この本で著者は両者間の対立の性格を「三巨頭と称する特殊金力階級の追従者とそれに対して感情的反抗的反動派である普通金力階級の対立」と定義している。



&lt; 付表 1 &gt; 釜山府協議会朝鮮人協議員一覧（1914-1931年）

	名前	活動時期	住所	生年月	職業	会議所	経歴及びその他事項
1	李圭直	1期（全）、 2-1期	瀛州町	1869.2	慶南銀行頭就 草梁客主	●	朝鮮人商業会議所会頭（1914）、大山水利組合長（1920）、会議所特別議員
2	李馨雨	1-1、2期	沙下面 富民洞	1878.1	（前職・官吏）		富民洞の富豪、東萊府主事・総督府書記歴任、釜山商業銀行株主、民議所議員
3	朴泳吉	1期（全）	沙中面 草梁洞	1854.11	（前職・官吏）		司憲部鑑札、釜山府参事、私立草梁学校長 東萊府民議所理事、朝鮮海水産組合所監事
4	吳仁圭	1期（全）	沙中面 草梁洞	1871	1871		南鮮倉庫社長、釜山第2金融組合長 *1921年11月大韓独立軍政署事件にクヨンピル、宋台觀が連累された。
5	尹相殷	1-3期	東萊区 龜浦洞	1843	慶南銀行専務		龜浦の地主
6	李郷雨	2-1、3期			精米業		釜岩精米所経営
7	鄭箕斗	2-1期	草梁町	1869.3	米穀貿易商 米穀客主	●	米穀取引所理事（1932）
8	宋台觀	2-1期			精米・酒造業	◇	釜山信託（株）、宋台精米所、朝鮮酒造（株）経営
9	文尙宇	2-2期	左川洞		慶南銀行専務	◇○◎	迫間房太郎の側近、釜山府参事（1920）、会議所府会頭（1922年から）、道評議会議員（1924）、
10	李祖遠	2-2期	瀛州町	1884.11	弁護士		忠南礼山出生 官立法官養成所卒業、裁判所判事歴任
11	秋乃有	2-2期	草梁町		草梁客主 （穀物・海産物）	○	南鮮倉庫（株）取締役
12	吳南根	2-3期	草梁町		海陸物産客主	○	吳仁圭の子弟、南鮮倉庫理事
13	魚大成	2-3期、3-1期	瀛州町		海陸物産客主	◇●	会議所副会頭（1926）
14	金璋泰	2-4期 3-1、3期	左川町	1890.12	穀物商、酒造業	◎	日本大学専門部法律課修了、裁判所書記、慶南銀行支配人、会議所副会頭（1928以降）、釜山酒造（合資）代表、道会議員（1933）、釜山府会副議長（1942）
15	金和逸	2-4期			酒造業		元・迫間房太郎の執事

[資料] 大垣丈夫編『朝鮮紳士大同譜』（1913年）、『會議所名簿』（釜山商業會議所・1928年）、吳美一“韓国近代資本家研究”（図書出版ハンウル・2002年）、『釜山日報』、『朝鮮時報』本文引用記事など参照。

[備考] ① 活動時期の数字は植民地時代の各年代と任期次数を表示する。

（例）2-1期は1920年代第1期、1期（全）は1914年以降1910年代の全期間の再任を意味する。

② 会議所の欄では、◎は商業會議所副会頭、●は商業會議所特別議員、◇は商業會議所常務委員、

○商業會議所評議員を意味する。

&lt; 付表 2 &gt; 釜山府協議会日本人協議員一覧 (1914-1931 年)

	名前	活動時期	出身地	生年月	職業	民団	会議所	学校 組合	備考 / その他経歴事項
1	迫間房太郎	1 期 (全)、 2-1 期、3-3 期	和歌山	1860.1	大地主	○	○●		道会議員、各種銀行会社重役
2	阪田文吉	1 期 (全) 2 期 (全) 3-1・2 期	福岡	1876.5	貿易商	○	○	○	道会議員、府会副会長、釜山水 産取締役、釜山穀物商組合長
3	田中秀次郎	1-1 期	福岡	1863.1		○			
4	香椎源太郎	1 期 (全)、 2-1・2、3 期、 3-3 期	福岡	1867.6	水産業	○	○○●		商業会議所会頭 (1920-1935) 釜山水産社長、朝鮮瓦斯電気社 社長、各種会社銀行社長ならびに 重役を歴任
5	大池忠助	1 期 (全)、 2-1・2、3 期	長崎	1864.6	貿易商、海運業	○	◎○○●		民団長、商業会議所会頭 (1916-1918) 帝国議会代議士、道議員、繁栄会長 各種会社銀行重役
6	三輪保吾	1-1 期	岡山	1866.4		○			
7	安武千代吉	1 期 (全)	熊本	1866.1	弁護士	○			弁護士会長歴任
8	五島甚吉	1 期 (全)	山口	1861.1	貿易商 (穀物)	○	○		
9	河内山品之助	1-2、3 期	山口	1875.3		○			1-3 期任期開始直後死亡
10	志賀五百枝	1-2、3 期	福岡	1852.3	釜山府第 1 区 総代			○	瀛州町・草梁町居留民総代歴任 1-3 期途中交代
11	萩野彌左衛門	1-3 期			貿易商及び回 漕業				釜山繁栄会会員名簿 (1908)
12	石原源三郎	1-3 期 2 期 (全)	岡山	1874	青果物商		○		釜山食料品社長、商業会議所副 会頭 (1924)
13	窪田梧樓	2-1 期	青森	1871.6	代書業	○			弁護士業 (1932 年頃)
14	水野巖	2-1、2 期	佐賀	1875.1	朝鮮瓦斯電気 会社重役		○	○	小学校校長、商業会議所副会頭 (1928)
15	小林一郎	2-1 期	岡山	1881.6	朝鮮紡績 (株) 支配人				釜山穀物信託取締役、釜山実業 相談役
16	戸戸塚己之助	2-1 期	長野	1869.1	肥料・米穀・ 海産物 蚕繭商		○		
17	芥川完一郎	2 期 (全) 3-1、2 期	愛媛	1881.9	新聞販売業				前蚕業学校長、道会議員 (1933)
18	榎本阿津美	2-1、2 期	和歌山	1882.5	質業				第 3 金融組合長 (1935)
19	武久捨吉	2 期 (全)	兵庫	1878	船舶運送代理 業		○●		商業会議所副会頭 (1918、1920)
20	田代直吉	2-1 期							
21	山本純一	2-1 期	山口	1863.1	呉服商 (布屋)	○	○		長有醸造業も兼職
22	山田惣七郎	2-1、3、4 期 3-1、2 期	山口	1872.5	貿易商、 保険代理業		◇○		
23	福島源次郎	2-1 期、3-3 期	広島	1881.3	船具漁具商		○		釜山信託取締役、釜山府船具商 組合長商業会議所副会頭 (1926)
24	伊藤庄之助	2-2 期	三重		海産商		○	○	漁業組合長、水産会評議員

1910～20年代釜山府協議会の構成と地方政治（2）（洪）

25	小原爲	2-2、3、4期 3-1、3期	京都府	1873.1	(前鉄道院副参事)		○		東京鉄道学校卒業、水晶町総代	
26	市原千藏	2-2期								
27	川島喜彙	2-2、3期、 3-1期	茨城		朝鮮時報社長			○		
28	大山儀一	2-2期	岡山	1884.2	帽子・足袋網 製造販売				大山商事社長	
29	深見彦四郎	2-2期					○			
30	本田常吉	2-2期	島根	1874.1	官公吏（前職）				前釜山府尹（1919.5-1923.5）	
31	吉岡重實	2-2、3期、(3-2 期)	福岡	1891.7	会社員			○	大倉組関係倉庫会社数年勤務 1936年9月補欠選挙当選	
32	荒井信之	2-2期	福井		旅館				雑貨委託販売及び海陸運搬業兼 業	
33	上杉古太郎	2-3、4期 3-1、2期	香川	1888.5	牛取引商			○	道会議員、釜山移出牛組合長	
34	山川定	2-3、4期 3-1、2期	大分	1871.3	釜山信用組合長			○	前釜山府書記	
35	西條利八	2-3、4期 3-1、2期	徳島	1879.3	造船、鉄工業			○○○	造船鉄工業組合長、府会副議長 商業会議所副会頭（1941）	
36	松岡甚太	2-3、4期	山口	1893.4	酒造業			○	水晶町総代	
37	国司道太郎	2-3期	広島		遊郭経営				緑町貸座敷組合有力者	
38	山本榮吉	2-3、4期 3-1、2期	山口	1873.9	木材商			○	○	大昌町総代、釜山木材組合長
39	樋口利春	2-3期			会社重役				牧之島公認候補、朝鮮拓殖会社 重役、東京大澤商會重役	
40	岩橋一郎	2-3、4期	福岡		通関運送業			○	○	釜山穀物輸移出同業組合長 (1926)
41	田端正平	2-3、4期	和歌山	1859.1	前官吏 現商品陳列館長	○	○	○	前外務省管理、日本人地主会長 商業会議所平議員（1932）	
42	竹下隆平	2-3、4期 .3-1 期	長崎	1881.2	農林業				○	宝水町総代
43	中島鶴太郎	2-3、4期 3-1、2期	岡山	1880.1	農業				○	来釜前貿易商
44	西村浩次郎	2-3、4期 . 3-1期	東京市	1880.5	医者					府立病院長、釜山府医者会長
45	古賀九一郎	2-3期								
46	小坂唯太郎	2-3期			実業系重鎮					牧之島公認候補
47	矢頭伊吉	2-3期			無尽業、米穀 卸売り小売					慶南無尽（株）、二蓮商會、不正選 挙で当選取り消す（1926年12月）
48	清水忠次郎	2-3期	島根	1871.1	理髪業				○	釜山同業組合長歴任
49	平野宗三郎	2-3、4期			雑貨食料品商			○		福榮商會
50	大矢音松	2-4期 . 3-1、2期	奈良	1883.8	薬剤師			○		薬局経営、 釜山薬業組合長（1935）
51	山田信吉	2-4期 .3-1期	新潟		医者					鉄道病院長
52	河野禮藏	2-4期 .3-1期			遊郭経営					緑町組合推薦
53	井谷義三郎	2-4期 .3-1期	和歌山	1876.6	穀物商	○	○●			元五百井長平釜山支店支配人 商業会議所副会頭（1922）
54	荒木道男	2-4期 .3-3期	山口	1877	農業家				○	

55	小林彦一	2-4 期	福井	1884.3	石炭肥料業			
56	蔭山正三	2-4 期						土城町有志会推薦
57	藤本永吉	2-4 期	京都府	1877.1	弁護士			前統監部・総督府判事
58	濱田惟恕	2-4 期	富山	1894.5	漁業 水産物委託販売		○	釜山漁業組合長
59	白石馬太郎	2-4 期 .3-1 期 (3-2 期)	愛媛	1882.6	製塩業		○	瀛仙町総代、龍頭山神社総代・ 幹事長 1936 年 9 月 補欠選挙当選
60	春日隆英	2-4 期	長野		質屋			

[資料] 『在韓實業家名鑑』(日韓商業興信所・1907 年)、『在朝鮮紳士名鑑』(朝鮮公論社・1917 年)、『朝鮮人事興信録』(朝鮮新聞社・1922 年)、『釜山名士録』(釜山名士録刊行所・1935 年)、『釜山日報』、『朝鮮時報』本文引用記事。

[備考] ① 活動時期の数字表示は<付表 1>準じる。但し、2 期(全)は 1920 年代全期間の再任を意味する。

② 民団、会議所、学校組合の各欄で、◎は商業会議所会頭、●は商業会議所特別委員、◇は商業会議所常務委員、○は民団議員、商業会議所評議員、学校組合委員などを意味する。